

高 齡 者 福 祉

1. 高齢者保健福祉計画

「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」

市では、令和3年3月に令和3年度から令和5年度までを対象期間とする「南城市第8期高齢者保健福祉計画」を策定いたしました。

本計画では「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいくづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

今後も高齢化の進行が予測される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に高齢者が生き生きと、そして不安なく地域生活を送れるように、高齢者を支えていく地域づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した内容となっております。

2. 老人福祉事業

※対象者については、全事業において「市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者」とします。

(1) 地域支援事業

① 地域ふれあいミニデイサービス事業（各字公民館）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし老人等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対 象 者： 家に閉じこもりがちな高齢者等

利 用 内 容： 月曜日～日曜日（地域により異なります）

利 用 料 金： 利用者負担なし（但し、食事等は自己負担です。）

事 業 委 託 先： 南城市社会福祉協議会、ふばの里（久高）
大里グリーンタウン自治会、つきしろ自治会

実績

（単位：回・人・円）

| 地 域 名 | 回数・人数 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-------|------------|-----------------|------------|------------|------------|
| 佐敷地域 | 実施回数 | 330 | 308 | 182 | 95 | 278 |
| | 参加者数 | 5,119 | 4,723 | 2,174 | 1,031 | 2,808 |
| 知念地域 | 実施回数 | 262 | 243 | 139 | 87 | 207 |
| | 参加者数 | 2,641 | 2,554 | 1,423 | 817 | 1,978 |
| 玉城地域 | 実施回数 | 255 | 237 | 119 | 64 | 207 |
| | 参加者数 | 3,909 | 3,660 | 1,543 | 820 | 2,419 |
| 大里地域 | 実施回数 | 709 | 648 | 406 | 264 | 659 |
| | 参加者数 | 8,302 | 7,936 | 4,664 | 2,739 | 7,081 |
| 4地域合計 | 実施回数 | 1,556 | 1,436 | 846 | 510 | 1,351 |
| | 参加者数 | 19,971 | 18,873 | 9,804 | 5,407 | 14,286 |
| 事 業 費 | | 17,075,872 | 23,081,729 | 22,718,515 | 21,415,596 | 24,583,661 |

②高齢者筋力向上トレーニング事業 『がんじゅう教室』

心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器の活用並びに軽体操（体操等）の指導等を実施します。

対 象 者：比較的元気な高齢者

利用内容：月曜日～金曜日：午前9時～午後4時（地域により異なります）

《利用施設》

玉城地域：（月）南城市老人福祉センター
（火・木）旧知念議会棟

知念地域：旧知念議会棟

佐敷地域：南城市老人福祉センター

大里地域：南城市農村環境改善センター

久高地域：久高島離島振興総合センター

令和5年4月より 3会場から1会場へ統合
沖縄メディカル福祉総合センター 2階
場所：佐敷字新開1番地344（丸大佐敷店隣）

（送迎バスはありません。）

利用料金：利用者負担なし

事業委託先：南城市社会福祉協議会

実績

（単位：回・人・円）

| 地域名 | 回数・人数 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------------|-------|------------|-----------------|------------|------------|------------|
| 佐敷地域 | 実施回数 | 150 | 135 | 81 | 111 | 157 |
| | 参加者数 | 5,345 | 4,731 | 944 | 975 | 1,745 |
| 知念地域 (久高地域含む) | 実施回数 | 162 | 149 | 94 | 88 | 163 |
| | 参加者数 | 4,892 | 3,839 | 927 | 675 | 1,616 |
| 玉城地域 | 実施回数 | 142 | 131 | 81 | 82 | 139 |
| | 参加者数 | 4,158 | 4,081 | 960 | 824 | 1,704 |
| 大里地域 | 実施回数 | 143 | 130 | 83 | 86 | 141 |
| | 参加者数 | 5,767 | 4,694 | 1,049 | 824 | 2,012 |
| オンライン | 実施回数 | | | | 97 | 60 |
| | 参加者数 | | | | 724 | 351 |
| 4地域合計 | 実施回数 | 597 | 545 | 339 | 464 | 660 |
| | 参加者数 | 20,162 | 17,345 | 3,880 | 4,022 | 7,428 |
| 事業費 | | 29,713,622 | 38,339,731 | 35,798,724 | 36,540,028 | 41,443,404 |

③訪問型サービスA事業（生活援助）

独居・虚弱な高齢者世帯、支援者がなく作業が困難な方に対し、生活援助（掃除、調理等）をおこない在宅生活の継続を支援します。（平成28年度より実施）

対 象 者：ひとり暮らし世帯もしくは高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で生活援助を必要とするもので要支援1・2もしくはチェックリスト該当者

利 用 料 金：1時間あたり150円（その他実費あり。）

事 業 委 託 先：南城市シルバー人材センター

実績

（単位：人・回・円）

| | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| 利用者数(延) | 88 | 98 | 116 | 108 | 134 |
| 回数 | 294 | 341 | 390 | 435 | 513 |
| 事業費 | 317,520 | 368,280 | 491,400 | 565,500 | 666,900 |

④訪問指導事業

介護保険認定で自立と判断された者及び高齢者筋力向上トレーニング事業や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で心身の機能上、困っている方に対し、理学療法士が訪問し、在宅でのリハビリや運動などの指導、介護者への指導、住宅改修が必要な方への助言などを行います。

対 象 者： 高齢者筋力向上トレーニング事業「がんじゅう教室」や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で、筋骨格系疾患などで痛みや心身の機能上困っている方。

事業委託先： 合同会社 Social action 訪問看護ステーションhappiness(令和3年1月～)

利用料金： 課税世帯1回300円、非課税世帯 負担なし

実 績： 平成30年度：4人(久高4人)
 令和元年度(平成31年度)：3人(久高3人) 令和2年度：2人(久高2人)
 令和3年度：5人(久高5人) 令和4年度：5人(久高5人)

⑤食の自立支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって調理が困難な者へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに併せて安否確認を行うことで在宅福祉の推進を図ります。

対 象 者： 調理等が困難な要援護高齢者で、ひとり暮らし世帯若しくは高齢者のみ世帯又はこれに準じる世帯及び身体障害者とする。

利用内容： 月曜日～金曜日：昼・夕食のうち週5食までを限度とする

利用料金： 1食あたり非課税世帯 300円 課税世帯 400円

事業委託先： 東雲の丘(玉城地域・大里地域) しらゆりの園(佐敷地域・知念地域)
 NPO法人久高島振興会(久高地域)

実績

(単位：人・食・円)

| 地域名 | | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-------|-----------|-----------------|------------|------------|------------|
| 佐敷地域 | 利用実人数 | 59 | 60 | 62 | 73 | 61 |
| | 配食数 | 11,252 | 9,804 | 9,449 | 9,768 | 9,186 |
| 知念地域 | 利用実人数 | 38 | 29 | 29 | 29 | 27 |
| | 配食数 | 5,514 | 4,526 | 4,770 | 4,436 | 3,600 |
| 玉城地域 | 利用実人数 | 39 | 43 | 55 | 51 | 46 |
| | 配食数 | 6,193 | 7,303 | 7,225 | 7,886 | 7,654 |
| 大里地域 | 利用実人数 | 40 | 34 | 40 | 48 | 41 |
| | 配食数 | 5,808 | 4,979 | 5,967 | 7,512 | 5,627 |
| 4地域合計 | 利用実人数 | 176 | 166 | 186 | 201 | 175 |
| | 配食数 | 28,767 | 26,612 | 27,411 | 29,602 | 26,067 |
| 事業費 | | 9,477,750 | 8,781,650 | 10,418,100 | 11,371,100 | 10,119,400 |

⑥家族介護用品支給事業

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって、非課税世帯に属する者を介護している家族に対し、紙おむつ等が購入できる支給券の配布を行うことで、要介護高齢者の在宅生活を支援します。

注 意 事 項 : 家族が別世帯の場合は、家族も非課税世帯であることを条件とします。

事 業 委 託 先 : ドラッグイレブン、ふく薬品、ひまわり館

実績

(単位：人・円)

| 地域名 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 佐敷地域 | 5 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| 知念地域 | 2 | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 玉城地域 | 7 | 5 | 9 | 9 | 10 |
| 大里地域 | 5 | 8 | 7 | 7 | 10 |
| 4地域合計 | 19 | 21 | 24 | 25 | 28 |
| 事業費 | 1,083,329 | 1,175,171 | 1,499,503 | 1,721,402 | 1,500,068 |

⑦南城市運動器機能向上事業

要支援1・2、チェックリスト該当者を対象に身体機能の向上に資する包括的トレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う認知症や生活機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ります。

⑧家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5の高齢者であって、過去1年間以上介護保険によるサービスを使わずに在宅で介護している非課税世帯の家族に対して、慰労金を支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び生活の充実を図ります。

⑨緊急通報システム事業

身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者の緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報システム機器を対象者宅へ設置し、通報センターや消防、協力員等が連携し日常生活上の安全確保を図ります。

対 象 者：ひとり暮らし又は高齢者世帯で身体上慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある要援護高齢者

事 業 内 容：緊急時に迅速な対応ができるよう、対象者宅に、緊急通報システム機器を設置する。

利 用 料 金：利用者負担無し(固定電話回線を利用)

事業委託先：安全センター株式会社

実績

(単位：人・円)

| 地域名 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| 佐敷地域 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 知念地域 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 玉城地域 | 9 | 6 | 4 | 4 | 6 |
| 大里地域 | 6 | 5 | 6 | 4 | 3 |
| 4地域合計 | 20 | 15 | 13 | 12 | 12 |
| 事業費 | 433,458 | 405,900 | 347,875 | 404,470 | 338,800 |

※実人数

⑩シニアライフ向上事業（ストレッチ&マシン・水中運動）

水中運動やマシン等によるトレーニングをおこない、加齢にともなう身体機能の低下等の積極的な改善をおこない、自立生活の支援をおこなう

対 象 者：65歳以上の在宅の高齢者であり、健康上問題のない方

利 用 料 金：1クール（3ヶ月） 1,200～1,800円

事業委託先：(有)寿ランド、スポーツカルチャーセンターペアーレ、カーブス南城大里

実績

(単位：人・円)

| 事業名 | | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------------------|-----|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| ストレッチ &マシン | 人 数 | 17 | 10 | 実施なし | 実施無し | 実施無し |
| | 事業費 | 196,350 | 115,500 | 実施なし | 実施無し | 実施無し |
| サーキット式 マシントレ ニング | 人 数 | 43 | 45 | 13 | 28 | 44 |
| | 事業費 | 716,724 | 756,900 | 221,130 | 459,270 | 748,440 |
| 水中運動 | 人 数 | 32 | 36 | 7 | 15 | 32 |
| | 事業費 | 406,920 | 471,027 | 122,309 | 276,446 | 486,536 |

※実人数

(2)南城市単独事業

①南城市高齢者一時保護事業

・自立生活を営むのに支障の生じた在宅高齢者の生活習慣指導や一時的な保護を行い、自立した在宅生活の継続を支援する。

・在宅の高齢者が養護者から虐待を受けた場合に、当該高齢者を一時的に施設で保護することにより、高齢者及び介護者の福祉の向上と家庭生活の安定を図ることを目的とする

対 象 者 : 要援護高齢者で介護保険要介護認定により給付サービス対象外となった者

利用内容 : 1回あたりの利用限度は7日以内とする

利用料金 : 課税額に応じて利用者負担あり

事業委託先 : 社会福祉法人憲章会、社会福祉法人以和貴会、医療法人真徳会

実績

| 年 度 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|-------|-----------------|------|------|------|
| 利用件数 | 3件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |

②外出支援サービス事業

老衰、心身の障害、傷病等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な要援護高齢者の通院時に、居宅と医療機関との間を送迎することにより在宅生活を支援します。

対 象 者 : 一般の交通機関を利用することが困難な者であって、要介護2以上であると認定されている車イス等利用者、又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由2級以上の者。

利用内容 : 午前8時45分～午後5時（12月29日から翌年1月3日までを除く）
月に片道で4回まで利用可能とする。

利用料金 : 市内、与那原町、八重瀬町、南風原町…片道400円(課税世帯800円)
豊見城市、那覇市、糸満市、西原町、北中城村

…片道600円(課税世帯1,000円)

事業委託先 : 沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合

実績

(単位:人・回・円)

| 地域名 | 利用状況 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|------|---------|-----------------|---------|---------|---------|
| 佐敷地域 | 実人数 | 7 | 8 | 5 | 8 | 8 |
| | 回数 | 42 | 55 | 28 | 87 | 98 |
| 知念地域 | 実人数 | 4 | 4 | 2 | 4 | 2 |
| | 回数 | 61 | 33 | 38 | 52 | 6 |
| 玉城地域 | 実人数 | 2 | 1 | 4 | 4 | 1 |
| | 回数 | 30 | 30 | 35 | 34 | 2 |
| 大里地域 | 実人数 | 6 | 8 | 7 | 7 | 9 |
| | 回数 | 66 | 120 | 72 | 97 | 94 |
| 4地域合計 | 実人数 | 19 | 21 | 18 | 23 | 20 |
| | 回数 | 199 | 238 | 173 | 270 | 200 |
| 事業費 | | 357,510 | 372,570 | 324,930 | 462,710 | 280,270 |

③敬老会

多年にわたり郷土のため、社会のために尽くしてきた高齢者の方々を敬愛し、市民が等しく長寿を祝うことを目的に開催します。(2地区合同開催)

実績

(単位：人・円)

| 地域名 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-----------|-----------------|------|------|------|
| 大里地域 | 500 | 371 | - | - | - |
| 玉城地域 | | | | | |
| 佐敷地域 | 450 | 468 | - | - | - |
| 知念地域 | | | | | |
| 4地域合計 | 950 | 839 | - | - | - |
| 事業費 | 1,582,283 | 1,601,877 | - | - | - |

※R2、R3、R4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

④老人クラブ助成金

高齢者の生きがいをづくりや健康づくりのため、様々な活動を通して社会参加を図り、老後を豊かなものにする活動を推進している市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援するため助成金を交付しています。

実績

(単位：人・円)

| 地域名 | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 佐敷地域(人) | 267 | 252 | 250 | 224 | 261 |
| 知念地域(人) | 254 | 241 | 191 | 181 | 181 |
| 玉城地域(人) | 542 | 520 | 504 | 516 | 473 |
| 大里地域(人) | 457 | 441 | 442 | 429 | 350 |
| 4地域合計(人) | 1,520 | 1,454 | 1,387 | 1,350 | 1,265 |
| 助成金(円) | 4,167,292 | 4,167,292 | 4,025,230 | 4,025,230 | 3,858,695 |

⑤老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内 容〉

- 養護老人ホームへ入所措置
- 収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金が必要
- 65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能

(単位：人・円)

| | H30年度 | | R元年度 (H31年度) | | R2年度 | | R3年度 | | R4年度 | |
|--------|-----------|---|-----------------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 沖縄偕生園 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 具志川厚生園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 首里偕生園 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 合計(人数) | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 決算額 | 6,732,345 | | 4,910,139 | | 5,092,699 | | 4,885,595 | | 4,490,569 | |
| 利用者負担額 | 456,900 | | 450,000 | | 450,000 | | 450,000 | | 330,300 | |

3. 介護保険

わが国においては急速に加速する高齢化とともに介護の問題が最大の不安要因となっています。本市においてもこうした傾向は例外ではなく、令和5年3月末現在で総人口(46,009人)の26.08%の11,998人が65歳以上となっています。

加速する高齢化社会の「介護問題」に対し、わが国全体の問題として取り組むという目的から、平成12年4月に市町村を保険者としてスタートしたのが介護保険制度です。

介護保険制度は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供し、地域で高齢者を支えていく仕組みとなっており、介護サービスは、要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態の軽減あるいは悪化の防止をする観点から、サービスを利用する高齢者の方々の心身の状況や生活環境に応じて提供されます。

南城市では、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組んでおります。

現在、要介護認定申請やその他各種申請手続きについては南城市役所の窓口で受け付けておりますが、南城市は沖縄県介護保険広域連合構成市町村の為、制度運営、要介護認定(訪問調査、主治医への意見書依頼、介護認定審査会)、サービスの質の確保・向上、事業者の育成といった事業運営に関しては沖縄県介護保険広域連合が主幹となり行っております。

(1)南城市の介護保険サービスの現状

①高齢者人口(第1号被保険者)の状況 (単位:人)

| | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------|--------|-----------------|--------|--------|--------|
| 南城市人口 | 44,008 | 44,311 | 45,045 | 45,530 | 46,009 |
| 内65歳~75歳未満 | 5,388 | 5,708 | 6,067 | 6,413 | 6,333 |
| 内75歳以上 | 5,528 | 5,532 | 5,479 | 5,455 | 5,665 |
| 高齢化率 | 24.8% | 25.37% | 25.63% | 26.07% | 26.08% |

毎年度末

②介護保険要介護(要支援)認定者の状況 (単位:人)

| | H30年度 | R元年度 (H31年度) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|--------------|--------|-----------------|--------|--------|--------|
| 第1号被保険者 | 2,078 | 2,092 | 2,136 | 2,162 | 2,144 |
| 第2号被保険者 | 68 | 66 | 66 | 62 | 55 |
| 総数 | 2,146 | 2,158 | 2,202 | 2,224 | 2,199 |
| 第1号被保険者(認定率) | 19.03% | 18.61% | 18.50% | 18.21% | 17.87% |

毎年度末

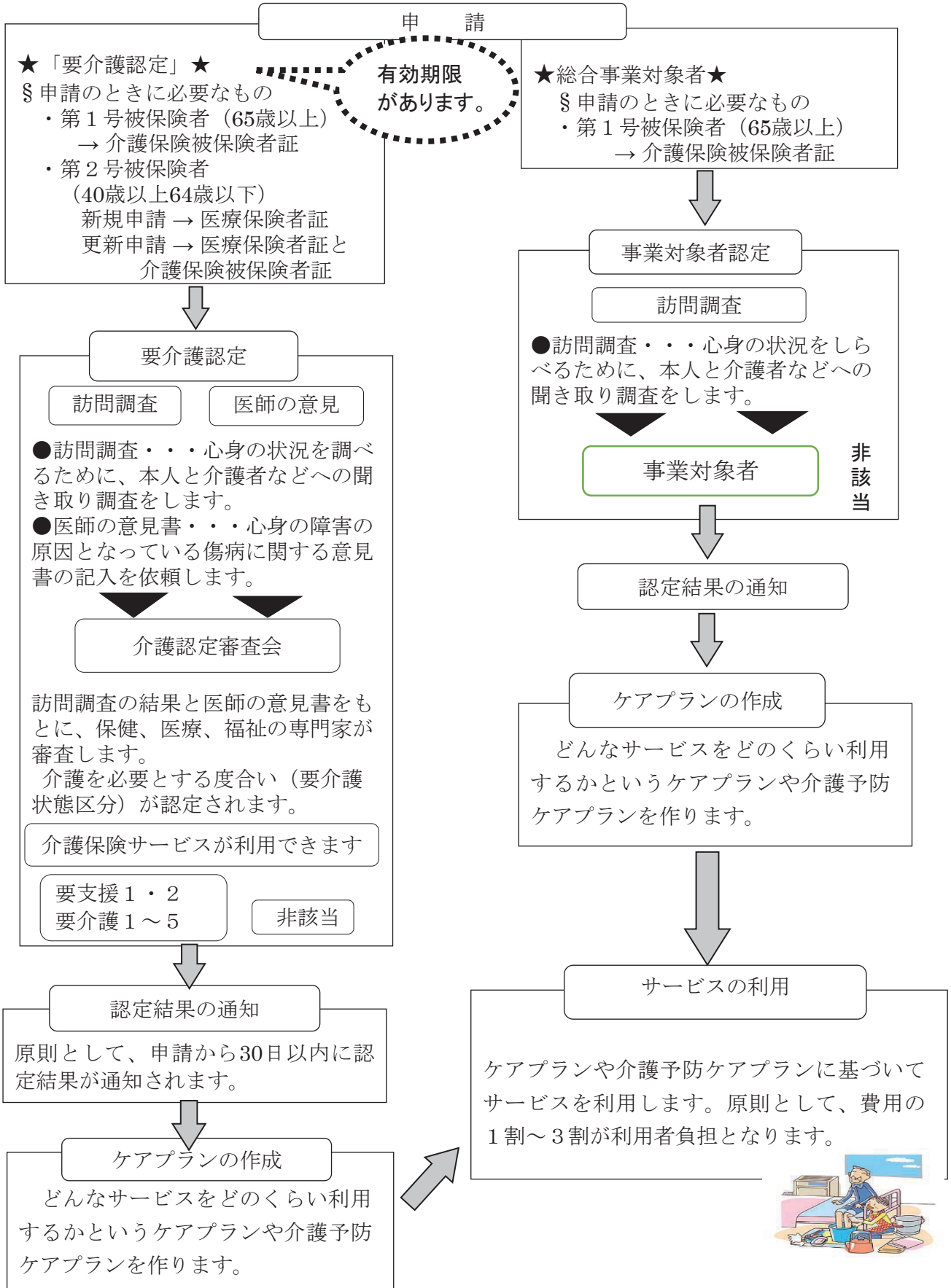
■介護度別(1号被保険者+2号被保険者) (単位:人)

| | 要支援 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|------|------|-------|---|
| H29年度 | 166 | 356 | 263 | 339 | 333 | 363 | 220 | 2,040 | |
| H30年度 | 178 | 397 | 286 | 363 | 325 | 370 | 227 | 2,146 | |
| R元年度 (H31年度) | 175 | 376 | 302 | 362 | 349 | 383 | 211 | 2,158 | |
| 令和2年度 | 183 | 356 | 320 | 352 | 378 | 411 | 202 | 2,202 | |
| 令和3年度 | 162 | 361 | 337 | 354 | 397 | 418 | 195 | 2,224 | |
| 令和4年度 | 172 | 336 | 337 | 345 | 378 | 442 | 189 | 2,199 | |

毎年度末

介護（介護予防）サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するためには、介護保険の窓口（生きがい推進課）に申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。



1割の利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

世帯内で同月内のサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、窓口への申請により、超えた分が払い戻されます。

※ ただし、居住費（滞在費）・食費・日常生活費等は高額介護サービス費の対象となりません。

| 対象者 | 上限額 |
|--|--------------|
| 年収約1,160万円以上の方 | 140,100円（世帯） |
| 年収約770万円以上1,160万円未満の方 | 93,000円（世帯） |
| 年収約383万円以上770万円未満の方 | 44,400円（世帯） |
| 一般世帯（上記及び下記以外） | 44,400円（世帯） |
| 市町村民税世帯非課税 | 24,600円（世帯） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 | 24,600円（世帯） |
| | 15,000円（個人） |
| 生活保護の受給者の方 | 15,000円（個人） |



在宅サービス

§ 通って利用する

※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※ 利用者負担はサービス費用の1割～3割です。

| | サービスの内容 | 費用のめやす |
|-----------------------|---|--|
| 通所介護 (デイサービス) | 要介護1～5 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 | ・通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む (施設により体制や食費に違いがあります。) 要介護1～5⇒6,550円～11,420円 |
| | 要支援1・2 総合事業 通所型サービス 通所介護施設で日常生活上の支援などを行う共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど)を提供します。 | (共通的服务) ※送迎を含む 要支援1⇒1ヵ月 16,720円 要支援2⇒1ヵ月 34,280円 (選択的サービス) 栄養改善⇒1ヵ月+4,800円 口腔機能向上⇒1ヵ月+4,800円 |
| 通所リハビリテーション (デイケア) | 要介護1～5 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 | ・通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む (施設により体制や食費に違いがあります。) 要介護1～5⇒7,570円～13,690円 |
| | 要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション 老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。 | (共通的服务) ※送迎、入浴を含む 要支援1⇒1ヵ月 20,530円 要支援2⇒1ヵ月 39,990円 (選択的サービス) 運動器機能向上⇒1ヵ月+2,250円 栄養改善⇒1ヵ月+2,000円 口腔機能向上⇒1ヵ月+1,500円 |



介護予防サービス・在宅サービスの支給限度額

支給限度額(月額)

| | | |
|-------|---|----------|
| 要支援 1 | 基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。 | 50,320円 |
| 要支援 2 | 要支援 1 の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。 | 105,310円 |
| 要介護 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 ・立ち上がりなどに支えが必要。 | 167,650円 |
| 要介護 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。 ・立ち上がりや歩行に支えが必要。 | 197,050円 |
| 要介護 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。 | 270,480円 |
| 要介護 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 ・立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。 | 309,380円 |
| 要介護 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。 ・立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。 | 362,170円 |


§ 訪問を受けて利用する ※ [] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

| | サービスの内容 | 費用のめやす |
|-------------|--|--|
| (ホームヘルプ) | <p>要介護1～5</p> <p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。</p> | <p>身体介護(30分以上1時間未満) 1回 ⇒ 3,960円</p> <p>生活援助(20分以上45分未満) 1回 ⇒ 1,830円</p> |
| | <p>要支援1・2 [総合事業 訪問型サービス]</p> <p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。</p> | <p>週1回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 11,760円</p> <p>週2回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 23,490円</p> |
| 訪問リハビリテーション | <p>要介護1～5</p> <p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。</p> | <p>1回 ⇒ 3,070円</p> |
| | <p>要支援1・2 [介護予防訪問リハビリテーション]</p> <p>居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。</p> |  |
| 訪問入浴介護 | <p>要介護1～5</p> <p>介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。</p> | <p>1回 ⇒ 12,600円</p> |
| | <p>要支援1・2 [介護予防訪問入浴介護]</p> <p>居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。</p> | <p>1回 ⇒ 8,520円</p> |
| 訪問看護 | <p>要介護1～5</p> <p>疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。</p> | <p>訪問看護ステーションから(30分未満) 1回 ⇒ 4,700円</p> <p>病院または診療所から(30分未満) 1回 ⇒ 3,980円</p> |
| | <p>要支援1・2 [介護予防訪問看護]</p> <p>疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。</p> | <p>訪問看護ステーションから(30分未満) 1回 ⇒ 4,500円</p> <p>病院または診療所から(30分未満) 1回 ⇒ 3,810円</p> |
| 居宅療養管理指導 | <p>要介護1～5</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> | <p>医師または歯科医師による指導</p> |
| | <p>要支援1・2 [介護予防居宅療養管理指導]</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。</p> | <p>⇒ 5,140円 (1ヵ月に2回まで)</p>  |

§ 訪問を受けて利用する ※ [] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

| | サービスの内容 | 費用のめやす |
|-------------------|---|---|
| 住宅改修費支給 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 要介護1～5 要支援1・2 </div> <p>介護予防住宅改修支給</p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。</p> | <p>■申請に必要な書類</p> <p>○申請書 ○理由書 ○通帳写し ○領収書 ○見積書 ○内訳書 ○承諾書 ○図面 ○改修前後の写真 ○ケアプラン</p> <p>※改修前に事前協議が必要です！</p> |
| (福祉) 特定福祉用具購入費の支給 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 要介護1～5 要支援1・2 </div> <p>特定介護予防福祉用具販売</p> <p>入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。(申請が必要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 特殊尿器 ● 移動用リフトのつり具 | <p>■申請に必要な書類</p> <p>○申請書 ○領収書 ○通帳写し ○福祉用具パンフレットの写し ○介護保険福祉用具購入を要する理由書 ○居宅サービス計画費(1)(2)表 (ケアマネジャーと契約している場合)</p> <p>※給付対象となるのは、特定福祉用具販売事業所からの購入に限ります。</p> |
| 福祉用具貸与 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 要介護1～5 要支援1・2 </div> <p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方は、◆印の用具は原則として保険給付の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">● 歩行器 <li style="width: 33%;">● 歩行補助つえ <li style="width: 33%;">● 手すり (工事をともなわないもの) <li style="width: 33%;">● スロープ (工事をともなわないもの) <li style="width: 33%;">◆ 車いす <li style="width: 33%;">◆ 車いす付属品 <li style="width: 33%;">◆ 特殊寝台 <li style="width: 33%;">◆ 特殊寝台付属品 <li style="width: 33%;">◆ 床ずれ防止用具 <li style="width: 33%;">◆ 体位変換器 <li style="width: 33%;">◆ 認知症老人徘徊感知機器 <li style="width: 33%;">◆ 移動用リフト (つり具を除く) |  |

§ 短期間入所する

| | | |
|-------------|---|--|
| 短期入所生活/療養介護 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 要介護1～5 </div> <p>福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> | <p>1日につき</p> <p>■介護老人福祉施設 (併設型・多床室) 要介護1～5 ⇒ 6,380円～9,160円</p> <p>■介護老人保健施設 (多床室) 要介護1～5 ⇒ 8,270円～10,450円</p> |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 要支援1・2 </div> <p>介護予防短期入所生活・療養介護</p> <p>福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> | <p>1日につき</p> <p>■介護老人福祉施設 (併設型・多床室) 要支援1 ⇒ 4,460円 要支援2 ⇒ 5,550円</p> <p>■介護老人保健施設 (多床室) 要支援1 ⇒ 6,100円 要支援2 ⇒ 7,680円</p> |

※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

§ 在宅に近い暮らしをする

| | サービスの内容 | 費用のめやす |
|---------------------|--|--|
| 特定施設 生活介護 入居者 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要介護1～5</div> 有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要介護1～5</div> 1か月あたり 161,400円 ～ 242,100円 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要支援1・2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護予防特定施設入居者生活支援</div> 有料老人ホーム等に入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 | 1か月あたり 要支援1 ⇒ 54,600円 要支援2 ⇒ 93,300円 |



施設サービス

| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 介護老人保健施設 (老人保健施設) | 介護療養型医療施設 (療養病床等) |
|--|---|-----------------------------------|
| 常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 | 状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。 | 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設です。 |

● 居住費（滞在費）、食費のめやす

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

居住費（滞在費）、食費の標準的な利用料（月額）

| 食費 | 多床室 | 従来型個室 | ユニット型準個室 | ユニット型個室 |
|---------|------|---------|----------|---------|
| 約1,445円 | 377円 | 約1,668円 | 約1,668円 | 約2,006円 |



●施設サービス・短期入所の金銭的負担軽減

所得の低い方は、窓口へ申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

所得の低い方の居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

| | 対 象 者 | 居住費（滞在費）の限度額 | | | 食費の限度額 | |
|-------|--|--------------|-----------------------|------|------------|--------------|
| | | ユニット 型個室 | ユニット 型準個室 従来型個室 | 多床室 | 施設 サービス | 短期入所 サービス |
| 第一段階 | ・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税 の方 ・生活保護の受給者等 | 820円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 第二段階 | ・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 以下の方 | 820円 | 490円 (420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| 第三段階① | ・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 超120万円以下の方 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| 第三段階② | ・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が120万 円以上の方 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,360円 | 1,300円 |

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※ 施設の設定した居住費（滞在費）・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。



南城市地域密着型サービス事業

身近な日常生活圏域（南城市内）にサービスの拠点をづくり、高齢者に安心して住みなれた地域での生活を継続して頂くため、南城市では 下記のサービスを提供して在宅生活を支援していきます!!
※原則として、日常生活圏域外（市外）のサービスは受けることが出来ません。

★認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護 1～5

計4ユニット

☆介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

要支援 2

／36名

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で、専門スタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

（令和5年4月1日現在）

| 名 称 | 対象者数 | 対象者 | 所 在 | 電話番号 | F A X 番号 |
|-------------------|---------------|------------------|---------------|----------|----------|
| グループホーム あまね | 1ユニット/ 9名 | 要介護 1～5 要支援 2 | 玉城字屋嘉部455番地 1 | 852-6125 | 852-6126 |
| 東雲の丘 グループホーム | 2ユニット/ 18名 | 要介護 1～5 | 大里字大城1392番地 | 946-2051 | 946-1128 |
| グループホーム 美ら里さしき | 1ユニット/ 9名 | 要介護 1～5 要支援 2 | 佐敷字屋比久44番地 | 947-0034 | 947-0034 |

★認知症対応型通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

計1施設／12名

☆介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

要支援 1・2

認知症の高齢者を対象に、入浴・食事等の日常生活のお世話や機能訓練等、少人数制でより専門的なケアを提供することができる通所介護です。

（令和5年4月1日現在）

| 名 称 | 対象者数 | 対象者 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----------------------|-------|------------------|---------------|----------|----------|
| デイサービス あまね | 12名／日 | 要介護1～5 要支援1・2 | 玉城字屋嘉部455番地 1 | 852-6231 | 852-6126 |
| 東雲の丘 グループホームデイサービス | 6名／日 | 要介護1～5 要支援1・2 | 大里字大城1392番地 | 946-2051 | 946-1128 |

※東雲の丘グループホームデイサービスは、R5.1.1～R5.12.31まで事業所休止

★小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

☆介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2

日中の通所サービスを中心に利用者の状態や希望に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて多機能なサービスを提供し、在宅生活を支援します。

（令和5年4月1日現在）

| 名 称 | 対象者数 | 対象者 | 所 在 | 電話番号 | FAX番号 |
|---------------------|-----------------|--------------------|-------------|----------|----------|
| 東雲の丘小規模 多機能型居宅介護 | 定員25名 (宿泊5名) | 要介護 1～5 要支援 1・2 | 大里字大城1392番地 | 946-2051 | 946-1128 |

★地域密着型通所介護

要介護 1～5

要支援 1・2

総合事業対象者

利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、通常のデイサービスと同様、食事や入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービスが提供されます。

(令和5年4月1日現在)

| 名 称 | 対象者 | 所 在 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------------|-------------------------------|---------------|----------|----------|
| かふえてりあ 愛日和 デイサービス | 要介護 1～5 要支援 1・2 総合事業対象者 | 玉城字愛地361番地 | 948-4071 | 948-4072 |
| デイサービス 愛里寿 | | 玉城字喜良原113番地1 | 948-7136 | 948-1693 |
| デイサービスまんぐろーぶ | | 知念字知念614番地 | 852-6556 | 852-6555 |
| デイサービスすまいる南城 | | 字つきしろ1739番地43 | 948-7765 | 948-7762 |
| 運動型デイサービス R. Core | | 玉城字船越773-1 | 988-9705 | 988-9706 |
| デイサービスすまいるLife | | 佐敷字新開1番地114 | 988-1061 | 988-1062 |
| ハピネス百名 | | 玉城字百名7番地 | 917-1366 | 917-1367 |
| デイサービス凜 RIN | | 佐敷字津波古937-1 | 947-2323 | 947-2324 |

★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則、要介護3以上

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

(令和5年4月1日現在)

| 名 称 | 対象者数 | 対象者 | 所 在 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------------------|-------|--------------|-------------|----------|----------|
| しらゆりの園 地域密着型特別養護老人ホーム おおざと | 定員29名 | 原則 要介護3以上 | 大里字古堅820番地1 | 917-0624 | 917-0624 |

★地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 1～5

地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

(令和5年4月1日現在)

| 名 称 | 対象者数 | 対象者 | 所 在 | 電話番号 | FAX番号 |
|---------------------------|-------|---------|------------|----------|----------|
| しらゆりの園地域密着型介護付有料老人ホームおおざと | 定員29名 | 要介護 1～5 | 大里字古堅822番地 | 963-6145 | 945-8341 |

4. 包括的支援事業

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置して、3職種によるチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域の方々の身近な相談窓口として、より充実した高齢者等への支援を行うため、令和4年度より市内を東西2つのエリアに分け、地域型センターを設置しました。

【南城市地域包括支援センター】

- ・令和4年4月1日 南城市役所福祉部内（南城市地域包括支援センター（直営型））を基幹型に移行
市内2か所に南城市地域包括支援センター（地域型）を設置（業務委託）

地域型センター

：月～土（日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:30まで

【東地区】南城市地域包括支援センターしらゆり

住 所 　：南城市佐敷津波古432番地（南城つはこクリニック向かい）

☎ 098-988-0638

担当地区 　：佐敷地区、知念地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花）

【西地区】南城市地域包括支援センター東雲の丘

住 所 　：南城市大里字大城1392番地 特別養護老人ホーム東雲の丘 2階

☎ 098-987-6669 （夜間・休日）☎ 098-946-2051

担当地区 　：大里地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花を除く）

《お問い合わせ先》

基幹型センター

：月～金（土・日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:15まで

南城市地域包括支援センター

住所 　：南城市佐敷新里1870番地

南城市役所1階 生きがい推進課内

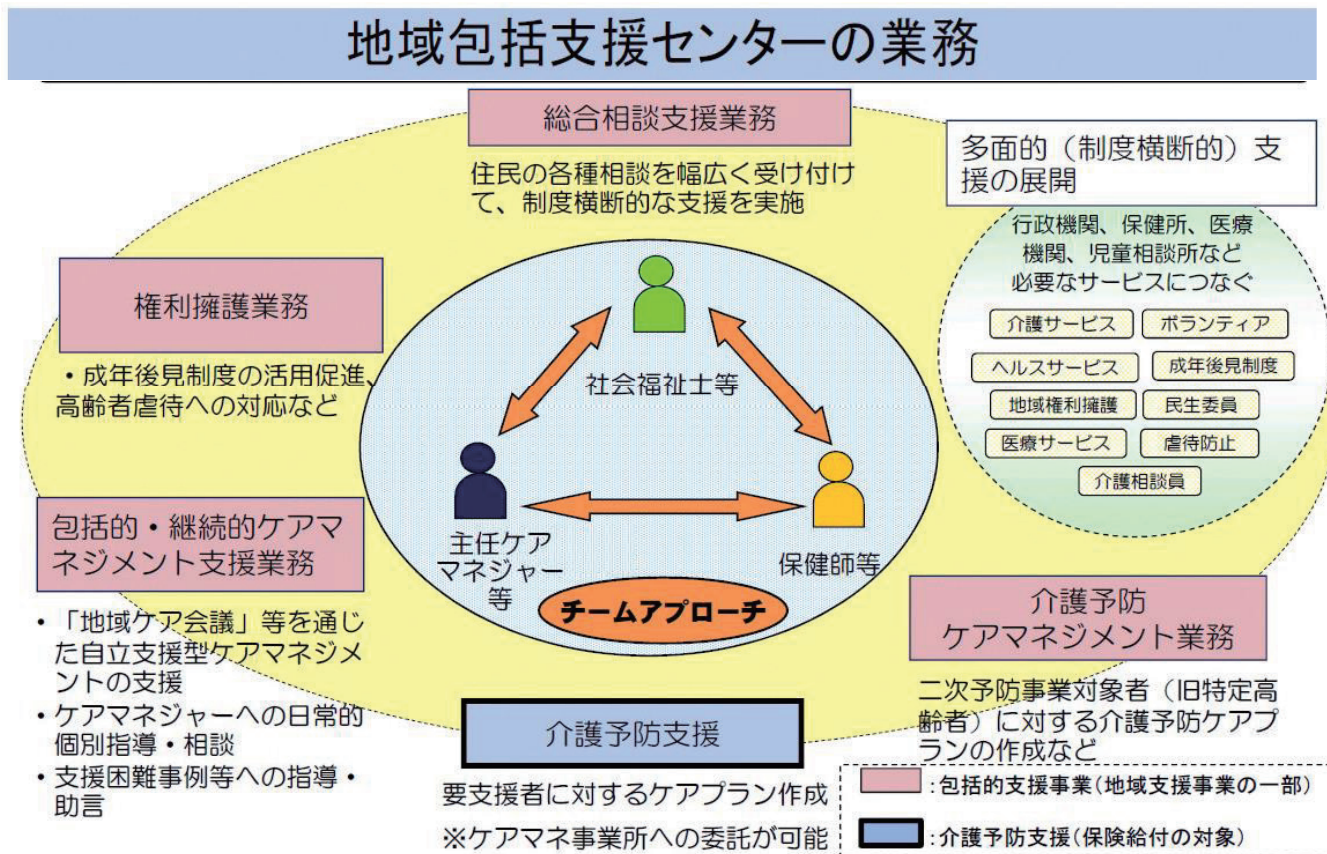
☎ 098-917-5489



《業務内容》

主な支援業務は、『介護予防支援』及び『包括的支援事業』（下記参照）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して支援を実施します。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務（プランA）
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 介護予防支援業務
- (6) 多面的（制度横断的）支援の展開
- (7) その他



（1）総合相談支援業務

「地域包括支援センター」は、地域にお住いの高齢者やそのご家族の皆さまが、日常生活で起こるさまざまなお悩みや心配ごとなどを受け付けする『総合相談窓口』です。

南城市の高齢者の方々が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び各種制度の横断的な利用に繋ぐための、総合的な相談支援を行います。

《業務内容》

初期段階での相談対応及び、専門的・継続的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況の実態把握を行います。
(相談業務のワンストップサービスの実施)

●総合相談

《実績》（過去5年間の相談件数）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------------------|--------|---------|--------|
| 相談件数 | 4,620件 | 5,664件 | 8,716件 | 16,441件 | 6,710件 |

※令和3年度までは延べ件数。令和4年度より実件数で報告します。※R4実件数

《令和4年度総合相談内訳》

①相談方法内訳（実件数）

| | 基幹型 | 地域型 | | 全体件数 | 割合 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|
| | | しらゆり | 東雲の丘 | | |
| 電話相談 | 326件 | 2,259件 | 1,624件 | 4,209件 | 62.7% |
| 自宅訪問 | 56件 | 542件 | 1,162件 | 1,760件 | 26.2% |
| 来庁相談 | 121件 | 80件 | 95件 | 296件 | 4.4% |
| 文書 | 2件 | 83件 | 74件 | 159件 | 2.4% |
| 会議 | 13件 | 32件 | 12件 | 57件 | 0.8% |
| 受診同行 | 2件 | 15件 | 22件 | 39件 | 0.6% |
| その他 | 53件 | 61件 | 76件 | 190件 | 2.8% |
| 合計 | 573件 | 3,072件 | 3,065件 | 6,710件 | 100.0% |

- ・相談方法は、電話が多くを占め、次いで訪問、来庁の順となっています。
- ・その他は、情報提供、研修、苦情等についての相談となっています。

②相談内容・目的

| | 延べ件数 | 割合 |
|------------------|---------|--------|
| 介護保険サービスの関する事 | 4,192件 | 33.9% |
| 保健福祉サービス、連携に関する事 | 541件 | 4.4% |
| 生活に関する事 | 1,686件 | 13.6% |
| 医療機関に関する事 | 1,086件 | 8.8% |
| 実態把握に関する事 | 333件 | 2.7% |
| 認知症の高齢者に関する事 | 383件 | 3.1% |
| 保健指導に関する事 | 29件 | 0.2% |
| 予防（総合事業）に関する事 | 348件 | 2.8% |
| 事業所支援に関する事 | 14件 | 0.1% |
| 高齢者虐待に関する事 | 115件 | 0.9% |
| 権利擁護に関する事 | 124件 | 1.0% |
| 困難事例への対応に関する事 | 81件 | 0.7% |
| 連携・後方支援 | 3,331件 | 26.9% |
| その他 | 98件 | 0.8% |
| 合計 | 12,361件 | 100.0% |

- ・R3年度から相談・支援の連携、引継ぎを示すため「連携」についての項目を新設。

③相談経路（実件数）

| | 基幹型 | 地域型 | | 全体件数 | 割合 |
|----------|------|--------|--------|--------|--------|
| | | しらゆり | 東雲の丘 | | |
| 本人 | 139件 | 1,583件 | 1,433件 | 3,155件 | 47.0% |
| 家族等 | 194件 | 616件 | 737件 | 1,547件 | 23.0% |
| 民生委員・公民館 | 11件 | 13件 | 29件 | 53件 | 0.8% |
| 医療機関 | 23件 | 177件 | 196件 | 396件 | 6.0% |
| 介護支援専門員 | 29件 | 203件 | 103件 | 335件 | 5.0% |
| サービス事業所 | 19件 | 254件 | 392件 | 665件 | 10.0% |
| 社会福祉協議会 | 19件 | 63件 | 29件 | 111件 | 1.6% |
| 行政・関係機関 | 85件 | 141件 | 112件 | 338件 | 5.0% |
| その他 | 54件 | 22件 | 34件 | 110件 | 1.6% |
| 合計 | 573件 | 3,072件 | 3,065件 | 6,710件 | 100.0% |

- ・相談経路は、本人・家族等からの相談が7割を占め、次いで、サービス事業所、医療機関の順となっています。
- ・その他の内訳としては、近隣住民や匿名希望者の方からの相談となっています。

(2) 権利擁護業務

高齢者の人権（尊厳）や財産等の権利を守ることは、超高齢社会においてとても重要なことです。今後、高齢者が増加することが予測されていること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態になったり、判断能力が低下した場合には、家族や成年後見人、地域の方のサポートが必要となってきます。

《業務内容》

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、権利擁護に関する相談を実施、また高齢者虐待に関する相談、支援等を行っています。

社会福祉士等が権利擁護に関する研修に参加することでスキルアップに努め、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

●高齢者虐待

通報

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------------------|-------|-------|-------|
| 通報 | 19件 | 10件 | 15件 | 9件 | 9件 |
| 虐待認定 | 15件 | 4件 | 3件 | 1件 | 4件 |
| 虐待疑い | 4件 | 6件 | 12件 | 8件 | 5件 |

※高齢者虐待に関する令和4年度の相談件数115件中、「虐待通報」は9件。

●成年後見制度利用支援

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------------------|-------|-------|-------|
| 市長申立件数 | 2件 | 0件 | 1件 | 0件 | 3件 |
| 報酬助成件数 | 1件 | 4件 | 2件 | 2件 | 2件 |

・親族等、身寄りのない高齢者が、成年後見制度利用申請する場合、必要に応じて親族等に代わり市長が申し立てをすることができます。

※老人福祉法第32条「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

●高齢者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会（年1回）を開催し、対応を協議しています。（平成19年10月1日設置）

《業務内容》

高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応策に関すること。相談体制に関すること。関係諸機関の連携強化に関すること。啓発活動に関すること。その他の事項について協議します。

※虐待には、叩く・殴る・縛るなどの『身体的な虐待』の他に、怒鳴る・無視する・罵るなどの『心理的虐待』や、食事を与えない・不潔な環境におく・医療を受けさせないなどの『放棄・放任（ネグレクト）』、また、『性的虐待』、『経済的虐待』など、さまざまなケースがあり、相談内容についても多様化しています。

『虐待』は、された方だけでなく、してしまった方へのケアやサポートが必要な場合もあるため、高齢者を支える家族等も含めた総合支援をしています。

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、主治医と介護支援専門員との連携の他、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

●ケアマネ連絡会（沖縄県介護支援専門員協会南城支部と共催）

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言や研修会、勉強会の開催を行います。

《実績》（過去5年間の研修会・勉強会開催回数）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------------------|-------|-------|-------|
| 回数 | 4回 | 2回 | 3回 | 10回 | 12回 |

※令和3年度から引き続き令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ちよっ得勉強会と題して、毎月第3水曜日にオンライン勉強会を開催した。

(4) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行います。

※指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を、居宅介護支援事業所に一部委託しています。

①《指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント実績》（過去5年間の利用者数）

| 事業所 | | 実・延人員 | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-------------------|-------|--------|-------------------|--------|--------|--------|
| 南城市地域包括支援センター担当分合計 | 実人員 | | 159人 | 185人 | 212人 | 281人 | 292人 |
| | 延人員 | | 1,467人 | 1,624人 | 1,883人 | 2,070人 | 2,432人 |
| 内訳 | 南城市地域包括支援センターしらゆり | 実人員 | | | | | 148人 |
| | | 延人員 | | | | | 1,187人 |
| | 南城市地域包括支援センター東雲の丘 | 実人員 | | | | | 138人 |
| | | 延人員 | | | | | 1,167人 |
| 南城市地域包括支援センター基幹型 | 実人員 | | 159人 | 185人 | 212人 | 281人 | 6人 |
| | 延人員 | | 1,467人 | 1,624人 | 1,883人 | 2,070人 | 78人 |
| 居宅事業所委託分 | 実人員 | | 429人 | 530人 | 320人 | 313人 | 260人 |
| | 延人員 | | 3,690人 | 3,366人 | 2,930人 | 2,435人 | 2,209人 |
| 総合計 | 実人員 | | 588人 | 715人 | 532人 | 594人 | 552人 |
| | 延人員 | | 5,157人 | 4,987人 | 4,813人 | 4,505人 | 4,641人 |

※令和4年度の南城市地域包括支援センター担当分と居宅事業所委託分との実人員の割合は53：47となっています。

②《介護予防ケアマネジメント業務（プランA）実績》（過去5年間の実績件数）

| | | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|-----------------------|-----|--------|-------------------|--------|--------|--------|------|
| 総合事業 ケアプラン 作成件数 | 全体 | 1,741件 | 1,437件 | 1,380件 | 1,384件 | 1,363件 | |
| | 基幹型 | | | | | 9件 | |
| | 地域型 | しらゆり | | | | | 682件 |
| | | 東雲の丘 | | | | | 672件 |
| 基本チェックリスト調査数 | | 291件 | 218件 | 267件 | 501件 | 454件 | |
| チェックリスト該当者 | | 81件 | 215件 | 258件 | 481件 | 434件 | |

介護予防ケアマネジメント業務は、保健師等が総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）、要支援認定者を対象に、介護予防及び日常生活支援を行い、本人の状態や置かれている環境等に応じて、いつまでも自立した生活を送ることが出来るよう、地域支援事業の紹介やケアプランを作成します。

- ・がんじゅう教室や、ご自宅への訪問等で基本チェックリスト調査を実施し、南城市社会福祉協議会・民生委員等関係機関と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集を実施。
- ・R3年度は地域包括支援センター地域型開設に向けた相談やケアプラン作成に伴い、基本チェックリスト調査数が増加しています。
- ・R3年度までは地域包括支援センターを直営で運営しているため基幹型・地域型の数値はなし。

(5) 多面的（制度横断的）支援の展開

●在宅医療・介護連携推進事業

沖縄県地域医療構想との整合性を図りつつ、地域医療関係機関との情報共有を図るとともに、各医療機関や地域の医師会とのネットワークの構築に向けた取組を進めるため在宅医療と介護の連携体制の構築に向けた個別項目の推進を図る。

委託先の南部地区医師会と連携して市独自の課題の抽出と解決策の検討を行い、住み慣れた地域で医療、介護サービスがスムーズに受けられるよう、体制整備と連携の強化を図ります。

《実施状況》

◆事業委託先：一般社団法人 南部地区医師会（平成29年度より）

南部6市町：南城市、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、与那原町と合同で委託

《事業委託項目・実績》

【現状分析・課題抽出・施策立案】

① 地域の医療・介護支援の把握

- ・Webサイト上で「地域の医療介護資源マップ」情報提供（北部・中部・那覇・南部地区医師会で統一マップを作成、随時更新）
- ・南城市の社会資源マップを作成、配布
- ・南部在宅介護支援センターホームページを開設（R4.9月）
- ・「医療・介護おたすけマップ」の運用、管理

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ・南部地区在宅医療介護連携支援ネットワーク協議会 2回/年
- ・南部6市町担当者連絡会議 6回/年
- ・医療・介護・行政等の関係者による検討会議を開催、対応策を協議（「入退院支援」「食支援」ワーキンググループの設置）
- ・医療・介護連携に関する各種アンケート調査を実施し、課題の把握とその対応策について、多職種の意見を集約

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する在宅医療提供体制の構築
- ・療養支援、急変時の対応、入退院支援、看取りにおける医療・介護連携の推進

【対応策の実施】

④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援（コーディネーター配置による相談窓口の設置）

⑤ 地域住民への普及啓発

- ・市窓口や介護の日展示会にて命しるべ冊子、リーフレット配布、事業内容展示
- ・アドバンス・ケア・プランニング（ACP）など周知資料の配布、公民館への出前講座の開催

⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ・「なんぶ連携ネット」を7月に開設し、医療・介護関係者へ情報を提供、情報の共有を図る
9月末の登録件数 145件 ⇒ 2月末時点 224件

⑦ 医療・介護関係者の研修

- ・新型コロナウイルス感染症、認知症、食支援、連携、看取り、入退院支援、身寄りのない方の支援に関するオンライン研修の開催

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携強化

- ・南部地区在宅医療介護連携支援ネットワーク協議会2回/年、南部6市町担当者連絡会議6回/年 他

【対応策の評価・改善】

⑨ 事業の取組の指標マップ（区分、内容、活動指標、方向性、成果指標などを定め、PDCAサイクルによる事業評価を行い改善します。

⑩ 10月と年度末には、委託市町村及び南部地区在宅医療介護支援ネットワーク協議会へ令和4年度事業実績報告を提出し事業評価を行います。

●南城市地域包括ケア推進協議会

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保を図るため、必要な事項について検討します。センターの設置、運営及び評価に関する事、職員の確保に関する事、地域におけるその他の機関とのネットワーク形成に関する事について協議します。

《実績》（過去5年間の開催回数）

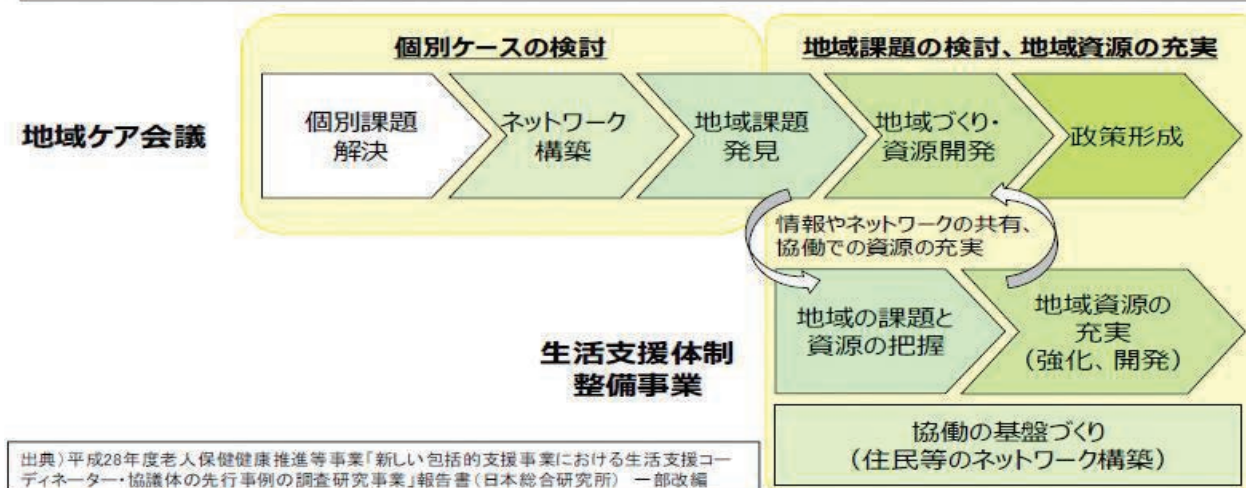
| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------------------|-------|-------|-------|
| 回数 | 1回 | 1回 | 5回 | 2回 | 1回 |

《主な協議事項》

- ・新たに市内2か所に設置（業務委託）する地域型センターの担当エリアの設定や委託先選定までのスケジュール等について協議し、決定しました。

“協議体”と“地域ケア会議”の関係性

- 地域ケア会議では、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行う。個別の課題解決にとどまらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域としての課題や、地域資源活用の成功要因を見出す機能を担う。
- 協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に支えるとともに、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、地域ケア会議と求められている機能や役割が異なっている。
- 個別ケースの検討を中心に行っている場合は、地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、住民や団体・企業を中心とした地域づくり・資源開発に活かすことが可能。



《南城市地域ケア会議 構成図》

【南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）】

地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、「地域包括ケアシステム」を総合的に整備・推進することを目的に、保健、医療、福祉及び介護の連携強化及び地域ネットワーク構築に関することや、地域ケア会議より提起された地域課題の対応等に方向性を示す事で、地域包括ケアシステム構築に向けて各種計画へ反映させ、具体的な施策形成に繋げる役割等を担っています。

《構成員》保健・医療・介護・福祉関係者、学識経験者、地域の支援団体代表者等
 《事務局》南城市地域包括支援センター（基幹型）

【南城市地域ケア会議】

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、保健・医療・介護・福祉等の専門職や関係機関、民生委員等地域の関係団体などで構成される会議で、高齢者の個別支援の充実と、それを支える地域づくりを推進します。

また、地域の関係機関との連携や地域課題の抽出、地域のネットワークの形成、社会資源等の開発等の役割を担っています。

《事務局》南城市地域包括支援センター（基幹型）

《生活支援体制整備事業第1層協議体・包括ケア会議》

【包括ケア会議】

個別ケア会議、自立支援ケア会議、生活支援体制整備事業での検討を踏まえ、各関係者が地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討する。

《構成員》地域の保健・医療、介護・福祉団体の代表者及び市民の代表者、行政機関関係職員、南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）等

《生活支援体制整備事業》

【第1層（市内全域）】

第2層・第3層の協議体から提起された課題や対応等について、方向性を示していく役割を担います。

《構成員》包括ケア会議の構成員が兼務
 《事務局》南城市地域包括支援センター（基幹型）

【第2層（日常生活圏域）】

各地域に生活支援コーディネーターを配置し、各地域における実態把握・地域課題の抽出、生活支援のあり方、地域見守り体制の構築等を担います。

地域毎に全体協議体を開催
 : 佐敷・知念・玉城・大里南・大里北・久高

《事務局》南城市社会福祉協議会に業務委託

【第3層（個別単位）】

地域支えあい支援事業等や日々の連携の中で見つけた課題や気づきなどを自治会単位で地域ケア会議（自立支援ケア会議・個別ケア会議等）へ情報提供・提案する。

《構成員》市民、区長・自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所など

《事務局》南城市社会福祉協議会

【自立支援ケア会議】

居宅サービス計画の内容の妥当性などについて、医療及び介護等の専門職が協働して自立支援及び重度化防止に資する観点から検討する。

《構成員》個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

《事務局》南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

【個別ケア会議】

多職種協働による支援困難な高齢者等の個別課題の解決や各種サービスの調整等。
 《構成員》個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

《事務局》南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

●生活支援体制整備事業

第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターの配置や協議体（多様な主体が参画する情報共有、連携強化の場）を設置し、地域課題、社会資源の把握や多様な職種や関係者との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築推進を図ることを目的としています。地域における生活支援の担い手の育成やサービスの開発等を行うとともに、高齢者の社会参加及び生活支援サービスの体制整備を図ります。

《令和4年度実施状況》

◆事業委託先 南城市社会福祉協議会

・第2層協議体・地域ケア会議の開催

- ①大里地域 令和5年1月31日（火）18：30～ 嶺井団地自治会取組報告
- ②知念地域 令和5年2月1日（水）18：30～ 知名区取組報告
- ③玉城地域 令和5年2月7日（火）18：30～ 百名区取組報告
- ④佐敷地域 令和5年2月8日（水）18：30～ つきしろ自治会取組報告

・第1層協議体・包括ケア会議の開催

令和5年2月24日（金）14：00～

各地域の第2層協議体のグループワークで特に意見の多かった「地域のつながり」について、地域主体でできることへの助言や一緒に取り組めることはないか、また、市の施策等へ提言する課題はないかなど2つのグループに分かれて意見交換や検討を行いました。

●認知症総合支援事業（初期集中支援チーム）

医療や介護に関わる関係機関等が、認知症対応力の向上や指導助言を行うための各種事業の充実に向けた支援を行います。認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のなかで暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。又、「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の関係機関の連携支援や認知症の人・ご家族への相談業務等を行います。

《実施状況》

◆事業実施体制：南城市、南風原町、八重瀬町の3市町で合同実施

令和4年度は沖縄県認知症サポート医 宮城航一先生を南城市、南風原町、八重瀬町合同認知症初期集中支援チーム医へ依頼し、毎月第4木曜日を定例日として開催しました。

《実績》（初期集中支援チームの会議回数と認知症地域支援推進員の登録者数）

| | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|-------------------|-------|-------|-------|
| 認知症初期集中支援チーム員 | 4人 | 3人 | 3人 | 4人 |
| 初期集中支援チーム員会議 | 11回 | 6回 | 4回 | 11回 |
| 支援対象者数 | 3人 | 3人 | 1人 | 3人 |
| 認知症地域支援推進員登録者数 | 3人 | 2人 | 3人 | 3人 |
| キャラバン・メイト新規登録者数 | 1人 | 3人 | 0人 | 2人 |

・南城市では、65の方がキャラバン・メイトとして登録されています。

●認知症サポーター養成講座

市民等が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事が出来る地域づくりを推進していきます。また、認知症サポーターについて、地域や市内の企業等への周知を図るほか、市内の幼小中学校や女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなどの対応を行います。

《実績》（過去5年間の認知症サポーター養成講座開催数と受講者数）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------------------------|------------------------------|---------------------|-------------------|-----------|
| 開催数 | 6回 | 8回 | 6回 | 9回 | 4回 |
| 受講者数 | 76人 | 309人 | 128人 | 153人 | 80人 |
| 対象者 | 一般市民及び中学生、公務員、市役所新採用職員等 | 一般市民及び県公衆衛生協会、小中学生、市役所新採用職員等 | 一般市民及び小学生、市役所新採用職員等 | 一般市民及び小学生、高校生、職場等 | 一般市民及び小学生 |

- ・南城市では、これまでに延べ2,426人の方が、養成講座を受講しています。
- ・令和3年度から養成講座受講の証として、サポーターカードを授与しています。

(6) その他

地域包括支援センターの行う事業を効率的かつ効果的に実施するに当たり、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備のため、連携体制を支えるものとして、「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

●南城市地域支え合い支援事業

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域住民の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ります。（平成20年度から実施）

《実施状況》

◆実施主体：南城市、南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会

《業務内容》

《実績》（過去5年間の自治会数・登録者数）

| | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------------------|-------|-------|-------|
| 自治会数 | 16件 | 14件 | 14件 | 19件 | 18件 |
| 登録者数 | 26人 | 25人 | 25人 | 56人 | 55人 |

●認知症カフェ

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、2か所の各地域型センターで認知症カフェを開催しました。

《令和4年度実績》

開催回数：7回

参加者数：3人（認知症の本人、家族）

●見守りシールの交付（R4年度 新規事業）

認知症等の帰宅困難高齢者等へQRコード（二次元バーコード）を印刷したシールを交付し、帰宅困難高齢者等の早期発見、保護及び引渡しを図ることで、家族ならびに介護者等の精神的負担の軽減に資することを目的としています。また、市民への周知、管轄の警察署、消防署、地域型センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、見守り体制の強化に努めます。

◆実施主体：南城市地域包括支援センター基幹型（生きがい推進課）

《令和4年度実績》

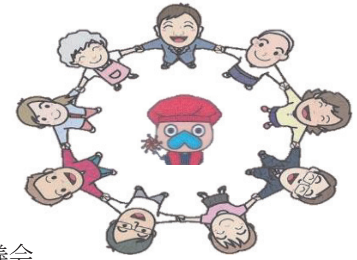
見守りシール交付者数：4人（認知症高齢者）

●南城市地域見守りネットワーク事業

地域住民やライフライン事業者等との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、要援護者が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、見守り協定を締結しています。

《見守り協定締結事業者》 ※順不同

| | | |
|-----------------|------------------|-------|
| 沖縄県農業協同組合 南城支店 | 社会福祉法人立命会 しらゆりの園 | 佐敷郵便局 |
| 沖縄県農業協同組合 佐敷支店 | 社会福祉法人憲章会 東雲の丘 | 知念郵便局 |
| 沖縄県農業協同組合 玉城支店 | 生活協同組合 コープおきなわ | 大里郵便局 |
| 琉球新報社南城市販売店主会 | ヤクルト西原センター | |
| 沖縄タイムス社南城市販売店主会 | ヤクルトやえせセンター | |
| 沖縄電力株式会社 那覇支店 | 株式会社スズケン | |



《協力機関》 ※順不同

| | |
|------------------|-----------------------|
| 南城市社会福祉協議会 | 南城市区長会 |
| 南城市社会福祉関係機関団体連絡会 | 与那原警察署 |
| 南城市老人クラブ連合会 | 南城市民生委員児童委員連絡協議会 |
| 島尻消防組合 | 沖縄県農業協同組合 東風平LPガスセンター |

令和5年2月末現在

●認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定

認知症高齢者等の問題化が多様化している現状を踏まえ、認知症高齢者の行方不明事案を察知した際の迅速な手配と発見時の正確な身元特定など、行政と警察が相互連携して取り組むことにより、認知症高齢者等やその家族の安全な暮らしの確保を目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：与那原警察署（平成29年2月21日締結）

●地域における協力に関する協定

南城市と郵便局が協定を締結し、郵便局や地域住民との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者（以下「要援護者」という。）の安否及び道路の異変や不法投棄、の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、南城市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：日本郵便株式会社南風原中郵便局、玉城郵便局（平成29年2月21日締結）

●災害時における要配慮者の緊急受入に関する協定

南城市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市と福祉法人等が相互に協力することにより、要配慮者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的に、協定を締結しています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：（平成25年3月29日締結）

| |
|-----------------|
| 特別養護老人ホーム小谷園 |
| 特別養護老人ホームしらゆりの園 |
| 特別養護老人ホーム朝日の家 |
| 特別養護老人ホーム東雲の丘 |

●南城市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害時対策基本法の改正において、避難行動要支援者（災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等）名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次のことについて定められました。

- ①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ②避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

本計画は、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「南城市地域防災計画」の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するものです。

《参考》

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

